

西予市広報せいよ広告掲載取扱要領

平成20年 1 月28日

告示第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、西予市広告事業実施要綱(平成19年西予市告示第117号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、西予市が発行する「広報せいよ」(以下「広報紙」という。)への広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第 2 条 広告を掲載しようとする者(以下「広告主」という。)及び掲載できる広告等の内容等については、要綱第 3 条及び西予市広告事業掲載基準(平成19年西予市告示第118号。以下「基準」という。)の規定によるものとする。

(広告の規格等)

第 3 条 広告の規格、1 回当たりの掲載料及び広告枠の位置は次の表のとおりとする。

規格	掲載料	広告枠の位置
43mm×57mm	20,000円(消費税を含む)	裏表紙の下段(カラー)
43mm×84mm	20,000円(消費税を含む)	表・裏表紙以外の下段(カラー)

2 広告には、市が作成する枠が付き、広告内に「有料広告」の文字が入るものとする。

3 広報紙に掲載する広告の枠数は、市長が指定するものとする。

(広告の掲載回数)

第 4 条 広告の掲載回数は 1 回単位とし、最長12回とする。ただし、年度を越えることはできない。

(広告主の募集)

第 5 条 広告主の募集は、広報紙又は市ホームページで公募するものとする。

(広告掲載の申し込み)

第 6 条 広告主は、広報せいよ広告掲載申込書(様式第 1 号)に関係書類を添えて、広報紙発行日の40日前までに、市長に申し込みを行うものとする。

2 同一広告主が申し込める広告は、広報紙発行 1 回につき 1 件限りとする。

(広告掲載の決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による広告掲載の申し込みがあったときは、その内容を審査し、当該広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、広告掲載申し込みが予定の枠数を越えたときは、次の順位により決定するものとする。

(1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの

(2) 市内に事業所、営業所及び店舗等を有する私企業又は自営業等

(3) 前2号に掲げる以外のもの

3 前項の規定で、同順位の申込者が複数いる場合は、抽選等により順位を決定するものとする。

4 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広報せいよ広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2号)により、申込者に通知しなければならない。

(契約の締結)

第8条 市長は、前条の規定により広告掲載を決定したときは、広告掲載決定通知を受けた者と、当該広告掲載に係る仕様及び条件等を記載した契約書を取り交わすものとする。

(広告の作成及び提出)

第9条 掲載する広告は、広告主が第2条及び第3条の規定に従い作成するものとする。

2 前項の規定により作成する広告に関する費用は、全て広告主が負担する。

3 広告主は、市の指定した期日までに、市の広報担当課へ作成した広告データを提出しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、第8条の契約締結後、市長の指定する期日までに、広告の掲載期間に係る掲載料を一括納付するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めた場合はこの限りでない。

(広告内容の変更)

第11条 市長は、広告の内容等が各種法令又はこの要領等に違反し若しくはそのおそれがあり、又は誤りがあると判断したときは、いつでも広告主に対して広告内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、自己の都合により広告内容を変更する場合は、広報せいよ広告掲載変更申請書(様式第3号)を第6条に定める期日までに提出するものとする。

3 市長は前項の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、当該広告掲載の可否を決定するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、広告主への催告等の手続きをすることなく、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 指定期日までに、広告掲載料の納付がない場合

(2) 指定期日までに、広告データの提出がない場合

(3) 前条の規定による広告内容の変更を行わない場合

(4) その他、広告の掲載が適切でないと判断した場合
(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により、書面を添えて広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、既納の広告掲載料は返還しないものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

3 広報発行日の10日前以降は、原則として広告掲載の取り下げはできないものとする。

(広告掲載料の返還)

第14条 市長は、市の都合又は広告主の責めによらない理由により、広告掲載ができない場合には、既納の広告掲載料を返還するものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、当該月以後で未掲載の号に係る納付済み広告掲載料の総額とする。

3 前2項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてに関し権利処理が完了していることを、市長に対して保証しなければならない。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告主は、第7条の規定により決定を受けた広告掲載の権利を他の者に譲渡してはならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則([平成29年西予市告示71号](#))

この告示は、公布の日から施行する。

附 則([平成30年西予市告示第52号](#))

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則([令和3年西予市告示第54号](#))

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則([令和4年西予市告示第19号](#))

この告示は、令和4年1月13日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

西予市長 様

(申込者)

住所 _____

氏名 _____

(法人及び団体等は主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名を記入してください)

広報せいよ広告掲載申込書

西予市広報せいよ広告掲載取扱要領第6条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申し込みます。

なお、申し込みにあたって、西予市広告事業実施要綱(平成19年西予市告示第117号)及び西予市広報せいよ広告掲載取扱要領の規定を遵守いたします。

記

掲載希望 月 号	<input type="checkbox"/> 1回掲載	年 月号
	<input type="checkbox"/> 複数回掲載	年 月号 ~ 月号
	注意：編集作業上、支障が生じたときは、協議のうえ広告掲載の希望月を変更させていただく場合があります。	
掲載希望 規 格	<input type="checkbox"/> 43mm×57mm(裏表紙/カラー)	
	<input type="checkbox"/> 43mm×84mm(表・裏表紙以外/カラー)	
広告の内容		
添付書類	・掲載する広告の原稿(電子媒体又は紙媒体) (広告データを紙媒体で提出する場合は、原寸大に印刷したものを提出してください) ・市区町村税に未納が無いことの証明書(未納が無い証明書) ・その他市長が必要と認めた書類	
連絡 先	担当者職・氏名	
	電話番号	
	ファックス番号	
	メールアドレス	

※□のある欄は、該当する□を黒く塗りつぶすか、レ印を付けてください。

年 月 日

様

西予市長

印

広報せいよ広告掲載(不掲載)決定通知書

年 月 日に申し込みのあった広報せいよの広告掲載について、
次のとおり決定したので通知します。

記

1 掲載決定

広告掲載号	<input type="checkbox"/> 1 回掲載	年 月号
	<input type="checkbox"/> 複数回掲載	年 月号 ~ 月号
規 格	<input type="checkbox"/> 43mm×57mm(裏表紙/カラー) <input type="checkbox"/> 43mm×84mm(表・裏表紙以外/2色刷り)	
広告掲載料	円	
契約書の提出	年 月 日までに西予市広報せいよ広告掲載取扱要領第 8 条に基づく契約書を提出してください。	
広告掲載料の 納入方法	納入通知書により期限内に納入してください。	
広告データの 提出期限	年 月 日まで ※提出媒体につき事前に連絡してください。	
そ の 他		

2 不掲載決定

理 由	
-----	--

様様式第3号(第11条関係)

年 月 日

西予市長 様

(申込者)

住所

氏名

(法人及び団体等は主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名を記入してください)

広報せいよ広告掲載変更申請書

年 月 日付で決定のあった広報せいよ掲載広告の内容について次のとおり変更したいので、申請します。

記

- 1 広告掲載号 年 月号(～ 月号)
- 2 変更内容
- 3 変更理由